

区立保育園の民営化に関する計画（令和3年度～11年度）素案からの主な変更点

変更箇所	変更前	変更後	変更理由
2 民設民営化の成果	2 民設民営化の 成果 令和3年4月時点において5園の区立保育園が民設民営化されました。成果として、次の点が挙げられます。	2 民設民営化後の運営状況と成果 令和3年4月時点において5園の区立保育園が民設民営化されました。 それらの運営状況と 成果として、次の点が挙げられます。	意見を踏まえ、表現を変更
2 民設民営化の成果	(2) 民間ならではの 特色のある保育が実施されていること	(2) 特色のある保育の実施	意見を踏まえ、表現を変更
2 民設民営化の成果	(3) 第三者評価の利用者アンケートの満足度 が良好であること 無記名で行われる利用者アンケートにおいて、園の運営に対する総合評価に 対し 7割の保護者が「大変満足」や「満足」としています。	(3) 第三者評価の利用者アンケートの満足度 無記名で行われる利用者アンケートにおいて、園の運営に対する総合評価に、 7割 の保護者が「大変満足」や「満足」と 回答しています。	意見を踏まえ、表現を変更
2 民設民営化の成果	(4) 毎年多くの入園申込が得られていること 令和3年度4月入所の一次申込においては、 区立保育園が平均104人 であるのに対し、民設民営化した5園には、平均164人の入園希望がありました。	(4) 入園申込状況 令和3年度4月入所の一次申込においては、 令和5年度末の閉園を予定している鷹番保育園を除く区立保育園が平均110人 であるのに対し、民設民営化した5園には、平均164人の入園希望がありました。	意見を踏まえ、表現を変更
2 民設民営化の成果	(5) 老朽化した園舎の施設設備を比較的少ない財政負担で更新 できたこと 民設民営化した3園では、運営事業者が創意工夫を凝らした新園舎を整備しました。民設民営の場合は、国や都の補助金の対象となるため、区が整備した場合と比較して合計で約14億円少ない財政負担で更新することができました。	(5) 老朽化した園舎の施設設備を比較的少ない財政負担で更新 民設民営化した3園では、運営事業者が創意工夫を凝らした新園舎を整備しました。民設民営の場合は、国や都の補助金の対象となるため、区が整備した場合と比較して合計で約14億円少ない財政負担で更新することができました。 なお、年間運営経費においても、民設民営の場合は国や都の負担金の対象となるため、区の財政負担が合計で約4.9億円軽減されています。	文言修正 意見を踏まえ、説明を追加

区立保育園の民営化に関する計画（令和3年度～11年度）素案からの主な変更点

変更箇所	変更前	変更後	変更理由
3 民営化計画の改定	表1 保育園保育園数と定員の推移	表1 認可 保育園保育園数と定員の推移	本文に合わせ、文言修正
3 民営化計画の改定	(5) 歳入の大幅な増が見込めない中 、保育をはじめとする扶助費が増大してきていることなどを見据え、行政のスリム化を一層進める必要があること。	(5)保育をはじめとする扶助費が増大してきていることなどを見据え、行政のスリム化を一層進める必要があること。	現状を踏まえ、記載を修正
4 民営化の手法	保育園の整備費や改修、改築経費及び運営費は、区立保育園の場合、全額が区の負担となります。一方、民設民営の保育園の場合は、国や都の補助金や負担金の対象となることから、区が負担すべき額は軽減されます。	保育園の整備費や改修、改築経費及び運営 経 費は、区立保育園の場合、全額が区の負担となります。一方、民設民営の保育園の場合は、国や都の補助金や負担金の対象となることから、 区立保育園を民設民営化した場合 、区が負担すべき額は軽減されます。	より分かり易くするため、文言追加
7 民営化の対象と施設整備等のスケジュール		(追加) 各園の民設民営化時期は、これらの進め方を踏まえた順番とし、丁寧にかつ段階的に進めていくこととします。	意見を踏まえ、説明を追加
7 民営化の対象と施設整備等のスケジュール (1)ひもんや保育園・第三ひもんや保育園	なお、ひもんや保育園園舎に併設している学童保育クラブは、碑文谷土木公園事務所跡を活用して整備する児童館へ令和5年度に移転する 方向で検討を進めています。	なお、ひもんや保育園園舎に併設している学童保育クラブは、碑文谷土木公園事務所跡を活用して整備する児童館へ令和5年度に移転する 予定です。	時点更新

区立保育園の民営化に関する計画（令和3年度～11年度）素案からの主な変更点

変更箇所	変更前	変更後	変更理由
8 民営化に当たって配慮していく事項	<p>民営化の実施に当たっては、子どもの最善の利益が図られるよう、次の点を踏まえて進めていきます。</p> <p>(1)保育の質を確保し、多様な保育サービスの提供が図られるよう、東京都内で6年以上の認可保育所運営実績を有する適切な保育事業者を、区の選定委員会において選定します。</p> <p><u>(2)子どもへの影響に配慮し、十分な引継ぎを行うとともに、民営化後も区として定期的な訪問や保育に関する相談、指導等を行います。</u></p> <p><u>(3)実施に当たっては、保護者の意見・要望を聴きながら進めます。</u></p>	<p>民営化の実施に当たっては、子どもの最善の利益が図られるよう、次の点を踏まえて進めていきます。</p> <p><u>(1)保護者説明会の実施</u> <u>保育事業者公募に関わる要項案の提示、選定された事業者の紹介、事業者による保育の説明、新園舎整備の経過報告等を保護者説明会で情報共有するなど、保護者等の不安や疑問を解消しながら進めていきます。</u></p> <p><u>(2)民営化後も引き継いでいく事項の事業者公募への反映</u> <u>民営化により新設する私立保育園を整備・運営する保育事業者の公募に当たっては、保護者アンケートなどを通じ、民営化後も引き継いでいくべき事項や新たに実施していくべき事項などを把握したうえで、事業者公募条件を決定していきます。</u></p> <p><u>(3)適切な保育事業者の選定</u> 保育の質を確保し、多様な保育サービスの提供が図られるよう、東京都内で6年以上の認可保育所運営実績を有する適切な保育事業者を、区の選定委員会において選定します。</p>	<p>意見を踏まえ、説明を追加</p>

区立保育園の民営化に関する計画（令和3年度～11年度）素案からの主な変更点

変更箇所	変更前	変更後	変更後
8 民営化に当たって配慮していく事項	(前頁の続き)	<p><u>(4)在園児の引継ぎ</u> <u>民営化園への在園児の引継ぎに当たっては、保護者説明会の実施等により事前に説明する機会を設け、区と保育事業者が連携し、保護者等の意見や要望を聴きながら、子どもへの影響に十分配慮して進めていきます。</u></p> <p><u>(5)区立保育園同士の統合を伴う場合の配慮</u> <u>統合に向けた定員の縮小時においても、充実した保育ができるようできる限り工夫していくとともに、統合に際しては、子どもへの影響に十分配慮して区立保育園同士の引継ぎを行います。</u></p> <p><u>(6)転園希望に対する配慮</u> <u>民営化予定を踏まえて保護者等が転園を希望する場合には、個別に意向を把握したうえで、十分配慮して対応していきます。</u></p> <p><u>(7)民営化園に対する訪問、相談、指導等</u> <u>区立保育園から引き継いだ保育が円滑に提供されるよう、民営化後も区として定期的な訪問や保育に関する相談、指導等を行います。</u></p>	(前頁の続き)